

防災あいずみ

令和2年7月15日発行 第29号
発行元：藍住町総務企画課危機管理室
電話 637-3111

感震ブレーカーを取り付けましょう

感震ブレーカーとは、大地震（震度5強以上）発生時に揺れを感知し、住宅内の電気を遮断することで電気に起因する出火を防止するための装置です。

町では、平成30年4月から、大規模地震発生による出火及び延焼の防止を図るため、住宅において感震ブレーカーの取付支援として、その費用の一部に対し補助金の交付を行っています。

購入費用だけでなく、取付工事についても補助の対象となっていますので、ぜひご検討ください。

要件

藍住町に住所を有し、かつ、居住し、藍住町における町税等（町税及び国民健康保険税）の滞納がない方

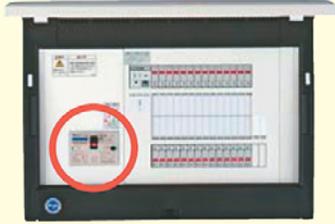
対象費用

- ・既存住宅において実施する感震ブレーカーの購入及び取付工事費用
- ・新築住宅の建築に併せて実施する感震ブレーカーの設置費用

補助金額

購入及び取付費用の1/2以下で、最高1万5千円まで



分電盤タイプ（内蔵型）	分電盤タイプ（後付型）	コンセントタイプ	簡易タイプ
			
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。
約5万～8万円	約2万円	約5千～2万円	約3千～4千円
電気工事が必要	電気工事が必要	電気工事が必要なタイプと、コンセントに差し込むだけのタイプがある	電気工事が不要

福祉避難所を募集します

大規模災害発生時に、要配慮者（※）の方が安心して避難生活を送れるよう、民間施設を対象に福祉避難所を募集します。

◆福祉避難所とは

町の指定避難所（小中学校等）に避難してきた要配慮者の方を町からの依頼で避難者として受け入れていただく施設です。

◆福祉避難所として指定する施設の主な条件

- 老人福祉施設、障がい者支援施設、宿泊施設など
- 耐震構造、耐火構造であること
- 浸水想定区域内の施設では基準水位（浸水深）以上の高さへ避難できること
- 各種災害（地震、津波、洪水）に対して安全性が確保できること
- バリアフリー化されていること
- 30人以上（60㎡以上）の避難スペースが確保できること

現在、町で指定している福祉避難所は、5か所です。

今後も住民の皆さんの安心と安全のために福祉避難所の数を増やしたいと考えています。ご協力いただける方は、総務企画課危機管理室までお問い合わせください。

※要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、その他の特に配慮を要する方

令和2年第1号「本村常会自主防災組織」結成！



会長 千川 晋司氏

大地震などの大規模災害による被害を防止し、軽減するためには、日頃から一人一人が防災活動に積極的に参加するなどの地域住民による組織的な活動を行うことが大切です。

このようなことから、総務企画課危機管理室では本町の防災体制の充実、強化のため、自主防災組織の結成促進及び活動の活性化を図り、地域防災力を強化するとともに、災害に強いまちづくりを推進しています。

一昨年から、本村地区住民の皆さんへ自主防災組織の現状説明を行い、休止状態であった組織を再活性化するため、本村地区内の意見を取りまとめました。

その後、富吉集会所で本村地区住民、役員への説明会、出前講座を開催し、規約、役員、班編成等が決定し、令和2年2月17日に千川晋司会長の下37世帯の組織として、本村常会自主防災組織が結成されました。

今後は、各種防災器材等の整備、防火・防災知識の普及啓発、地域の安全点検、防災訓練の実施などの様々な活動を行い、本村地区を中心とした「自分たちの地域は、自分たちで守る」という共助理念のもと、家族や隣近所がお互いに協力し合い、地域が一体となった、災害に強い地域づくりが期待されます。

新しい生活様式を実践しましょう

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝家族で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養
- 屋内や会話をするときには、症状がなくてもマスクを着用



新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見をなくしましょう

新型コロナウイルス感染症に関連して、インターネット上のサイトや SNS 等で、誹謗中傷や心ない書き込み等が広がっています。新型コロナウイルス感染症を理由にした不当な差別、偏見、いじめ等は決して許されるものではありません。新型コロナウイルスに感染された方やその家族、治療にあっている医療関係者、外国人の方、事情があり県外から来られた方等に対して行われる不当な差別、偏見、いじめは絶対にしないでください。もし、自分の家族や自分自身が感染した時、そのような扱いを受けたらどうでしょうか？

そうした差別や偏見等が広がることは、新型コロナウイルス感染症に対する人々の不安をあまり、感染拡大防止の妨げにもなります。

新型コロナウイルスという見えない敵に不安が募ることとは思いますが、不確かな情報に惑わされたり、必要以上に恐れたりすることなく、一人一人がお互いを思いやり、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いします。



新型コロナウイルス感染症は誰もが感染し得る感染症です。
誰もが気づかないうちに感染させてしまう可能性のある感染症です。

台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時に確認

避難情報のポイント

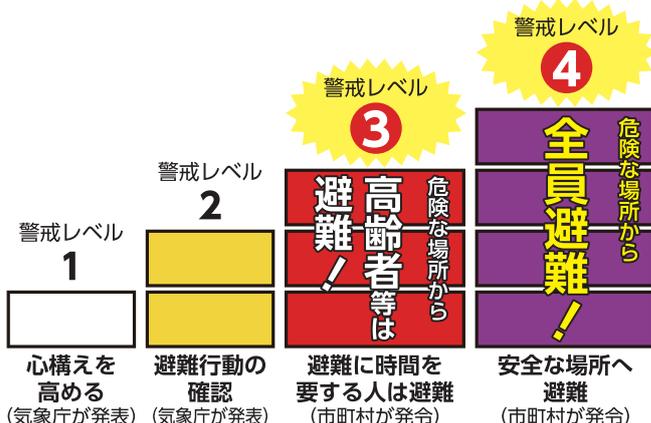
!.....必ず確認してください.....!

市区町村から出される避難情報(警戒レベル)

! 避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難する必要はありません。

! 危険な場所から警戒レベル3で〈高齢者などは避難〉、警戒レベル4で〈全員避難※1〉です。

※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者などに限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル4 避難勧告で危険な場所から避難です

警戒レベルは、水害や土砂災害に備えて住民がとるべき行動をお知らせするために5段階にレベル分けしたもので、市区町村が避難情報と合わせて出す情報です。

! 警戒レベル5はすでに災害が発生している状況です。

- 警戒レベル5が出てまだ避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守るための最善の行動をとってください。
- 警戒レベル5災害発生情報は、市区町村が災害発生を把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず出される情報ではありません。

! 豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。

! 警戒レベル4には避難勧告や避難指示(緊急)※2がありますが、いずれにしても警戒レベル4で避難しましょう。

- 警戒レベル4避難勧告は立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

※2 警戒レベル4避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがあるものです。